

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「身体障害者手帳情報」を「障害者手帳情報」に、「加入医療保険者に対し所得区分情報を確認し」を「マイナンバーを用いた情報連携により医療保険情報を照会し」に改める。

第1号の2様式裏面以外の部分を次のように改める。

第1号の2様式（第1条の2関係）

《注意事項》

- この証を交付された方は、小児慢性特定疾病について保険診療を受けた場合、表面に記載された額（自己負担上限月額）までを限度とする金額を医療機関に対して支払うこととなります。
- 対象となる医療は、支給認定の対象となった小児慢性特定疾病及び当該疾病に付随して発現する傷病に対する医療に限られます（当該疾病に必要かつ適正な範囲で投与されるヒト成長ホルモンの治療も対象の医療に含まれます。）。
- 保険医療機関等において診療を受ける場合、この証を必ず窓口に提示してください。
- 氏名、住所、加入している医療保険等に変更があったときは、速やかに世田谷区長にその旨を届け出てください。
- 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに世田谷区長に返還してください。
- この証を破損したり、汚したり、又は紛失した場合は、世田谷区長にその旨を届け出てください。
- この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期間内に所定の手続を行ってください。
- 小児慢性特定疾病登録者証の欄が「あり」となっている場合は、区市町村がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することがあります。
- その他、小児慢性特定疾病の医療の受給又は登録者証に関する問合せは、世田谷区に連絡してください。

《指定医療機関に対するお願い》

小児慢性特定疾病の対象となる療養に係る高額療養費の自己負担上限額については、入院療養に限り多数回該当が適用となる場合があります。指定医療機関におかれましては、当該制度における入院療養について、個人単位又は医療機関単位で多数回該当の適用の有無について確認した上で診療報酬の請求をお願いします。

認定年月日 年 月 日
世田谷区長名 

小児慢性特定疾病医療受給者証（兼登録者証）			
公費負担番号			
受給者番号			
受 診 者	氏名		
	生年月日		
	住所		
保 護 者	氏名	続柄	
	住所		
疾病名			
自己負担上限月額			
入院時食事療養費		階層区分	
高額かつ長期		重症患者認定	
人工呼吸器等装着		世帯内受給者	
小児慢性特定疾病登録者証			
有効期間			
備考			

第1号の2の2の2様式中「身体障害者手帳情報」を「障害者手帳情報」に、「加入医療保険者に対し所得区分情報を確認し」を「マイナンバーを用いた情報連携により医療保険情報を照会し」に改める。

第1号の2の4様式を次のように改める。

小児慢性特定疾病医療費助成対象者証明書

世田谷区長名 印

次の者は、世田谷区小児慢性特定疾病医療費助成制度に基づく助成対象者であることを証明します。

医療券番号		負担者番号										疾病名
		受給者番号										
対象者	氏名 生年月日											
	住所											
助成内容												
本証明書発行の理由												

本証明書の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

第1号の2の5様式裏面以外の部分中「身体障害者手帳情報」を「障害者手帳情報」に、「加入医療保険者に対し所得区分情報を確認し」を「マイナンバーを用いた情報連携により医療保険情報を照会し」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年3月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2の2の2様式及び第1号の2の5様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第1号の2様式及び第1号の2の4様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証（兼登録者証）及び小児慢性特定疾病医療費助成対象者証明書は、この規則による改正後の第1号の2様式及び第1号の2の4様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証（兼登録者証）及び小児慢性特定疾病医療費助成対象者証明書とみなす。